七　ゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

八　板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

九　ガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十　セメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十一　石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十二　高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十三　電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十四　電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十五　アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十六　自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十七　発電事業における発電に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十八　貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十九　内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

二十　航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

5　令第一条第一項第一号イの経済産業省令で定める単位は、次条第一項の表の第二欄、同条第二項の表の第二欄、同条第三項の表の第二欄及び同条第四項の表の第二欄の二酸化炭素の排出を伴う活動の区分に応じ、それぞれ同条第一項の表の第三欄、同条第二項の表の第三欄、同条第三項の表の第三欄及び同条第四項の表の第三欄に掲げる単位とする。

6　令第一条第一項第一号イの経済産業省令で定める係数は、次条第一項の表の第二欄、同条第二項の表の第二欄、同条第三項の表の第二欄及び同条第四項の表の第二欄の二酸化炭素の排出を伴う活動の区分に応じ、それぞれ同条第一項の表の第四欄、同条第二項の表の第四欄、同条第三項の表の第四欄及び同条第四項の表の第四欄に掲げる係数とする。

7　事業者は、その事業活動に係る二酸化炭素の排出量の実測に基づく係数その他前項の係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、当該係数を用いて、令第一条第一項第一号イの二酸化炭素の量を算定することができる。